

陳 情 第 29 号	令 6. 11. 6 受 理
<p>(件 名)</p> <p>市議会図書室の一般利用において議長許可を不要とする規程変更等を求めることについて</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私たちは、鹿児島市民として、鹿児島市議会が「市民に開かれた議会」及び「透明性の向上」を実現することを強く求める。</p> <p>現在、市議会図書室の利用には、利用者の住所・氏名を提出することとなっている。「蔵書破損の際などの連絡先として必要」と受付で伺ったが、同様のリスクを抱える市立図書館では利用に当たりそのような制限はない。また、委員会傍聴に関しては、団体での傍聴の際は「代表者名+他〇名」の記載で傍聴が許可されたが、市議会図書室の利用については認められなかった。</p> <p>2024年10月17日に提出した「委員会傍聴の許可制廃止を求める陳情」でも指摘したが、適切な市民監視のある間接民主主義を実現する上で、不必要な個人情報の取得は避けるべきと考える。</p> <p>また、あろうことか鹿児島市議会図書室規程の第1章、第3条第2項には「市議会議長が必要と認めた場合は、一般にこれを利用させることができる」とある。市議会図書室で主に閲覧する公文書は、透明性のある議会のために広く公開されてしかるべきものである。よって、市議会議長が許可・不許可を下すものではない考える。</p> <p>については、市民の個人情報を適切に保護し、市議会基本条例に基づく「市民に開かれた議会」及び「透明性の向上」を実現するため、市議会図書室利用者の住所・氏名を提出することの廃止及び同図書室利用に議長許可を必要とする図書室規程の見直しについて早急に対応いただくよう陳情する。</p>	